

(ポイント)

● 5月7日、日本政府は新型コロナウイルスに関する新たな水際対策措置の実施を発表しました。

● 5月10日(月)午前0時以降(日本時間)、ネパール、インド及びパキスタンから日本への全ての入国者及び帰国者は、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設)で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された方については検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の待機を自宅等にて継続していただくこととなります。

#### 日本政府による新たな水際対策措置

(日本入国後の検疫所長が指定する場所での6日間の待機について)

1 5月7日、日本政府は新型コロナウイルスに関する新たな水際対策措置の実施を発表しました。

2 5月10日(月)午前0時以降(日本時間)、ネパール、インド及びパキスタンから日本への全ての入国者及び帰国者は、検疫所長の指定する場所(検疫所が確保する宿泊施設)で6日間待機いただき、入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれの検査においても陰性と判定された方については検疫所が確保する宿泊施設を退所し、入国後14日間の待機を自宅等にて継続していただくこととなります。

3 これまでネパールから日本への入国者及び帰国者については自宅等で入国後14日間の待機をしていただきましたが、今後は検疫所長の指定する場所で①6日間待機いただき、②入国後3日目及び6日目に改めて検査を行い、いずれも陰性であれば検疫所が確保する宿泊施設を退所し、③入国後14日間の待機を自宅等にて継続していただくこととなります。

4 日本政府による水際対策にかかる措置につきましては、以下の厚生労働省のHPから確認可能ですので、日本への入国・帰国を検討されている方はご一読願います。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大

使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化について）

日本国内からの場合：0120-565-653

海外からの場合：+81-3-3595-2176（日本語、英語に対応）

大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

（2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。）

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記通常の大使館代表電話から緊急電話対応者に転送されます。